

社会福祉法人一関市社会福祉協議会 介護支援事業所藤沢運営規程

平成 26 年 12 月 11 日 制 定
令和 3 年 3 月 15 日 一部改正
令和 5 年 3 月 14 日 一部改正
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「居宅介護員等」という。)が、日常生活を営むうえで支障のある障害者(児)等に対し、適正な指定居宅介護、指定重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
介護支援事業所藤沢	岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 5 5 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名以上
事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、居宅介護員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 居宅介護員 常勤換算 2.5 名以上
指定居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし、12月31日から翌年1月2日及び事業所が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護
 - ア 身体介護
 - イ 家事援助
 - ウ 通院介助
- (2) 指定重度訪問介護
 - ア 身体介護
 - イ 家事援助
 - ウ 通院介助
 - エ 生活等に関する相談及び助言

(利用料等)

- 第7条 指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準を超えない範囲において、一関市長が定める基準によるものとする。ただし、社会福祉法人等による生計困難者に対する障害福祉サービスに係る利用者負担額軽減事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等による利用者負担減免（生計困難者に対する減免）措置決定者については、軽減するものとする。
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり25円とし、指定居宅介護等に要したキロ数を乗じて得た額を徴収する。
 - 3 前項の費用を徴収する場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に記名押印を得るものとする。
 - 4 厚生労働大臣が定める介護報酬等の加算に関する事項は、重要事項説明書に記載するものとする。
 - 5 指定居宅介護等の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、一関市の区域とする。

第9条 事業所は、居宅介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時の対応)

第 10 条 居宅介護員は、指定居宅介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が生じた場合は所定の手続きのうえ、賠償を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止等のための措置)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止等のための指針の整備
 - (3) 虐待等を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 苦情解決の体制の整備
 - (6) 前 5 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関市に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 13 条 事業所は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 14 条 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（研 修）

第 15 条 事業所は、居宅介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備しなければならない。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

（守秘義務）

第 16 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の遵守事項は職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。

（その他運営に関する事項）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和(3)年(4)月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。